

■ICカード組合員証に関する規則

酪農学園生活協同組合

(目的)

第1条 本規則は、酪農学園生活協同組合(以下、「生協」という)が発行するICカード組合員証に関する事項を定めたものである。

(定義)

第2条 本規則で対象となるICカード組合員証とは、非接触型ICチップ(フェリカ方式)を搭載した組合員証をいう。

2 ICカード組合員とは、本規則においてICカード組合員証を持つ組合員をいう。

(ICカード組合員証の発行)

第3条 生協は、酪農学園生活協同組合定款(以下、「定款」という)第7条第5項に基づき、生協に加入したとき、組合員証としてICカード組合員証を発行する。

2 ICカード組合員証を持っていない組合員は、申し出により紙ベースの組合員証をICカード組合員証に切り替えることができる。

(ICカード組合員証の利用)

第4条 ICカード組合員は、ICカード組合員証に埋め込まれたICチップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができる。ICカード組合員証は、ICカード組合員本人以外の使用を禁ずる。

2 ICカード組合員証の利用にあたって、ICカード組合員は本規則及びICカード組合員証利用規則を遵守しなければならない。

3 ICカード組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員でなくなると同時に、本条第1項にいうサービスを受けることができない。

(不正使用等の禁止)

第5条 ICカード組合員は、ICカード組合員証に内蔵されているICチップの偽造、変造、改ざんその他の不正な方法による使用を禁ずる

(ICカード組合員証の紛失・盗難)

第6条 ICカード組合員がICカード組合員証を紛失し、または盗難に遭った場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続をしなければならない。

2 ICカード組合員は、ICカード組合員証を紛失し、または盗難にあった当該ICカード組合員証を発見したとき生協に届け出なければならない。当該ICカード組合員証は、生協が認めたとき再利用できる場合がある。

3 ICカード組合員証を紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた「ポイントの不正使用」「プリペイド残高の不正使用」等の一切の損害については、ICカード組合員がこれを負担するものとする。

(ICカード組合員証の再発行)

第7条 ICカード組合員は、忘失・盗難、汚損、その他 ICカード組合員証の再発行を必要とする事由により再発行を依頼する場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとする。

2 ICカード組合員は、ICカード組合員証の再発行を受ける場合、1,300円(消費税込)の手数料を負担するものとする。

(内容の確認)

第8条 ICカード組合員は、ICカード組合員証の発行または再発行を受けた場合は、直ちにその記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとする。

(個人情報)

第9条 生協は、別途定める個人情報保護方針に従い、ICカード組合員がICカード組合員証を申し込み、あるいはICカード組合員がICカード組合員証を利用することによって生協が入手したICカード組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとする。

(届出事項の変更)

第10条 ICカード組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行う。

2 ICカード組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担する。

(ICカード組合員証の利用停止)

第11条 生協は、ICカード組合員が次の何れかに該当した場合、生協が提供するサービスについて当該ICカード組合員のICカード組合員証利用を停止させることができる。

①申し込み時に虚偽の申告をした場合

②本規則のいずれかに違反した場合

- ③ICカード組合員証の券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④ICチップに記録された内容を改ざんした場合
- ⑤その他、ICカード組合員のICカード組合員証使用状況が適当でないと生協が判断した場合

(免責)

第12条 ICカード組合員は、本規則を遵守し、本規則の違反により生じる一切の損害を負担する。

(通知)

第13条 ICカード組合員への通知は、定款に定める公告及び生協ホームページへの掲載をもって行う。

(準拠法・合意管轄裁判所)

第14条 本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用され、ICカード組合員は本規則に規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、札幌の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とする。

(改廃)

第15条 本規則の改廃は理事会が行い、ICカード組合員に通知する。

(施行)

第16条 本規則は2009年5月1日から施行する。

■ICカード組合員証利用規則

酪農学園生活協同組合

(目的)

第1条 本規則は、酪農学園生活協同組合(以下、「生協」という)が発行するICカード組合員証の利用及びその取り扱いについて定めたものである。

第1部 プリペイド条項

(プリペイド利用方法)

第2条 ICカード組合員は、ICカード組合員証対応 POS レジスタ等を用いて現金により入金することで、ICチップに入金額を記録することができる。

2 ICカード組合員は、記録された金額の範囲内で、生協の指定する店舗(以下「指定店舗」という)及びICカード組合員証対応機器で、プリペイドによる買い物とサービスを受けることができる。

(プリペイド利用の限度額・手数料等)

第3条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これをICカード組合員に通知する。

2 ICカード組合員のプリペイド利用手数料は無料とする。

3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

(プリペイドが利用できない場合)

第4条 ICカード組合員は、次の場合ICカード組合員証の利用ができないことをあらかじめ承諾する。

①ICカード組合員証の紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、ICカード組合員証を利用することができない場合

②指定店舗がICカード組合員証で利用できない商品及びサービスを指定している場合

(プリペイドの忘失・汚損等)

第5条 次の場合、ICカード組合員は生協に再発行の届け出るものとする。

①ICカード組合員証の汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合

②ICカード組合員証の記載内容変更により再発行を受ける場合

③ICカード組合員がICカード組合員証を忘失または盗難にあった場合

2 前項の場合において、当該ICカード組合員証にプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高をシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定した後に、再発行されたICカード組合員証にこれを記録する。

3 前二項の規定に関わらず、本条第1項にいう事由が、ICカード組合員等の故意又は過失によるICカード組合員証本体の破損等によるものと生協が判断した場合、生協はプリペイド未使用残額の保証はしない。

(返金の禁止)

第6条 プリペイド未使用残額は返金しない。

2 前項の規定にかかわらず、生協が認める次の事由によるときプリペイド未使用残額を返金する場合がある。

- ①ICカード組合員が生協を脱退するとき
- ②ICカード組合員が長期休学をするとき
- ③生協の責に帰す事由があるとき
- ④その他、生協が必要と認めるとき

2 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行う。

第2部 ポイント条項

(ポイント利用方法)

第7条 ICカード組合員は生協利用時に生協所定の各店舗のポイント発生率によりカードにポイントを蓄積することができる。

蓄積されたポイントは生協所定の基準(別表)でポイント券として発券される。ICカード組合員はポイント券を金券として指定店舗で利用することができる。

(ポイントが蓄積できない場合)

第8条 ICカード組合員は、次の場合ICカード組合員証へのポイント蓄積ができない。

- ①ICカード組合員証の紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電、特設店舗での端末機の未設置等により、ICカード組合員証を利用することができない場合。ただし、生協がポイントの事後登録等の特別の措置をとった場合はこの限りでない。
- ②ICカード組合員が利用の場面でICカード組合員証を使用しなかった場合

(ポイントの忘失・汚損等)

第9条 ICカード組合員証の汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはICカード組合員証記載内容変更により再発行を受ける場合、ICカード組合員は再発行の申請をしなければならない。

2 ICカード組合員は、ICカード組合員証を忘失し、または盗難にあった場合、第4条及び第5条にいう届出を行う。

3 前2項の場合において、当該ICカード組合員証にポイント残額がある場合、生協は当該未使用残額を確定した後に、再発行されたICカード組合員証にこれを記録する。当該未使用残高はシステムで確認できる前日までの利用残高にて確定するものとする。

4 前3項の規定に関わらず、本条第1項及び第2項にいう事由が、ICカード組合員等の故意又は過失によるICカード組合員証本体の破損等によるものと生協が判断した場合、ポイント残額の保証はしない。

(改廃)

第10条 本規則の改廃は酪農学園生協理事会が行い、ICカード組合員に通知する。

(施行)

第11条 本規則は2009年5月 ICカード運用開始日から施行する。

(別表)(100円につきのPoint数)

購買分類	11(パン米飯) 12(食品) 13(文具)	1Point
書籍分類 (教科書資格取得 講座等スタディガイド 分類を除く)	書籍、雑誌 (文科省発行を除く)	8Point
	定期購読	10Point
食堂分類	コンパ利用を除く	1Point

※利用促進のため、プリペイドまたはポイントを活用して以下の企画等を実施することがある。

- ①加金促進のプレミアキャンペーン(3または5%)
- ②生協関連の企画行事でプリペイドまたはポイント加算
- ③特定商品の販売促進でプリペイドまたはポイント加算